

# 宇 治 市 報 告 資 料

# 令和5年度宇治市児童虐待防止等の主な取り組みについて

## 1 要保護児童とその支援の状況等について

1) 児童虐待通告後の対応について

12ページ参照

2) 要保護児童の現認、保護者面接、所属機関等訪問数

所属機関による児童の現認に加え、緊急度の高い児童を中心に、こども福祉課こども家庭相談から家庭や学校等に出向いて、児童の現認や保護者面接を実施。

【令和5年度対応件数】(令和6年1月末現在)

(こども福祉課こども家庭相談の直接対応)

児童の現認 : 101件(実数) 239件(延数)

保護者等面談 : 61世帯(実数) 112回(延数)

3) 医療機関との連携

要保護児童に対する早期かつ適切な対応を行うため、児童や保護者の病状などについて医療機関と連携を実施。

4) 宇治市要保護児童対策地域協議会調整会議(実務者会議)の開催

毎月(4月を除く)、各関係機関の実務者が具体的な支援内容の検討と情報交換を実施。

【令和5年度開催】

令和5年 5月19日(金) 6月23日(金) 7月21日(金) 8月18日(金)

9月22日(金) 10月20日(金) 11月17日(金) 12月22日(金)

令和6年 1月19日(金) 2月20日(火) 3月20日(金)〈予定〉

5) 個別ケース会議の開催

個別の要保護児童について、各関係機関における情報共有と課題の確認を行うとともに、より具体的な援助方針や支援計画を作成し、支援に生かす取り組みを実施。

【令和5年度開催回数】 112回(令和6年1月末現在)

6) 令和5年度 宇治市の児童虐待相談対応の状況について

6～8ページ参照

## 2 児童虐待の早期発見及び予防のための研修の実施について

1) 児童虐待防止セミナーの開催

ヤングケアラー支援にかかる研修会としても実施。

対象: 要保護児童対策地域協議会の関係機関・団体等(一般市民含む)

日時: 令和5年11月20日(月)午後3時～5時(質疑応答を含む)

会場: うじ安心館3階ホール

内容: 「身近な人からの暴力とヤングケアラー」

講師: NPO 法人児童虐待防止協会副理事長 白山真知子 氏

参加: 32人

その他: 市職員研修としても実施

## 2) 出張講座等の実施

対 象: 要保護児童対策地域協議会の関係機関等

日 時: 随時

内 容: 児童虐待の防止に関する内容

【令和5年度】関係機関・団体等を対象に3回実施。(令和6年1月末現在)

## 3 児童虐待の防止のための啓発について

児童虐待防止推進月間(11月)キャンペーン実施。

9ページ参照

## 4 令和5年度こども家庭相談(児童虐待対応、ヤングケアラー支援)の体制

令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談員4名を増員し、11名の体制とした。うち相談員1名は、市役所1階の「来庁者子育て支援コーナー」に週2日配置し、子育て相談と児童虐待対応との連携強化に取り組んでいる。

令和4年6月より、ヤングケアラーコーディネーター1名を新たに配置し、12名の体制とした。

子ども家庭総合支援拠点として、より一層の関係機関との情報共有及び密接な連携と迅速な対応に努めており、心理面からの支援も行っている。

### ○職員体制及び職種等

担当主幹 (保健師)	1名	:	児童虐待業務の統括
家庭児童相談員			
— 教員免許を有するもの	2名	:	会計年度任用職員(週 4.5 日、週 3 日)
— 保育士	2名	:	会計年度任用職員(週 4.5 日)
— 社会福祉士	4名	:	会計年度任用職員(週 4.5 日)
— 心理担当支援員	2名	:	会計年度任用職員(週 4.5 日)
ヤングケアラーコーディネーター	1名	:	会計年度任用職員(週 4.5 日)

## 5 虐待児童等見守り強化事業について

児童虐待等のリスクを軽減するため、子どもの見守りを強化する取り組みを実施。

【令和5年度対応件数】(令和6年1月末現在)

対応家庭数 : 32家庭(実数)

訪問回数 : 157回(延数)

## 6 ヤングケアラー支援事業について

令和4年6月よりコーディネーター1名を配置し、宇治市内のヤングケアラーの実態把握調査を行うとともに、関係者等への研修・啓発を実施。10月より相談窓口を設置し、子どもたちや家族、関係機関からの相談を受け支援を実施。

### 1) ヤングケアラー実態調査

小中学校からの報告及び子ども家庭総合支援拠点で管理している児童の家庭状況調査等によって把握。報告。10～11ページ参照

## 2) ヤングケアラー啓発事業

啓発展示 : 11月15日(水)～30日(木)ゆめありうじギャラリーステップワン

出張研修会及び広報活動 : 関係機関・団体等を対象に3回実施。(令和6年1月末現在)

## 3) ヤングケアラー支援にかかる研修会の開催

### ①第1回(7月24日開催)

講演 「ヤングケアラーの実態について」

講師 兵庫県尼崎市スクールソーシャルワーカー 黒光 さおり 氏

対象 要保護児童対策地域協議会関係者

参加者 49人

### ②第2回(11月20日開催)

講演 「身近な人からの暴力とヤングケアラー」

講師 NPO 法人児童虐待防止協会副理事長 白山 真知子 氏

対象 要保護児童対策地域協議会関係者

参加者 32人

### ③第3回(2月15日開催)

講演 ヤングケアラー当事者による経験談

講師 NPO 法人ふうせんの会事務局次長 山中 葉月 氏

対象 要保護児童対策地域協議会関係者

参加者 41人

## 4) 相談窓口対応件数(令和6年1月末現在)

電話相談 : 14件

保護者等面談 : 11回(延数)

家庭訪問回数 : 89回(延数)

ケース会議 : 27回

## 5) 京都府ヤングケアラー総合支援センターとの連携

京都府ヤングケアラー総合支援センター作成の啓発物の配布協力

京都府ヤングケアラーコーディネーターミーティングに参加

## 7 子育て世帯訪問支援事業について

家事・育児等の支援が必要と認められる家庭へ養育環境の改善を図るために実施。

【令和5年度対応件数】(令和6年1月末現在)

対応家庭数 : 3家庭(実数)

訪問回数 : 17回(延数)

## 8 令和6年度の取り組みについて

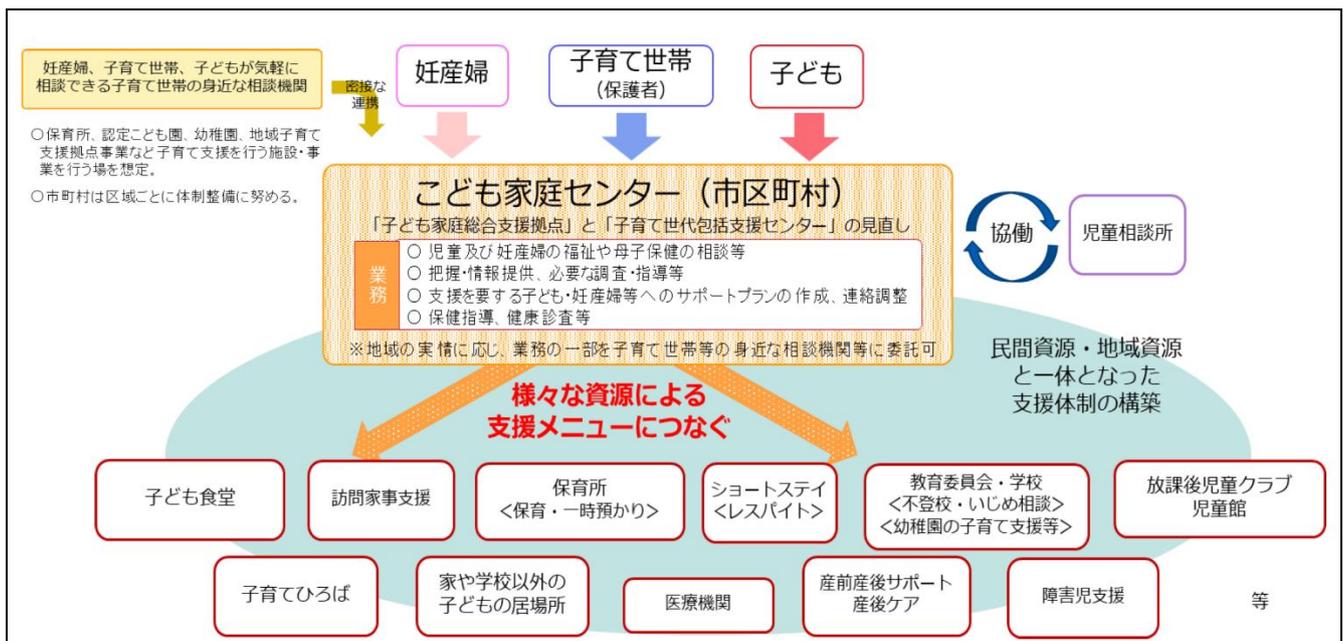
### 宇治市こども家庭センターの設置

#### 1) 「こども家庭センター」設置の背景及び目的

本市では、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供する「子育て世代包括支援センター」として、平成30年度から福祉こども部こども福祉課、保育支援課及び保健推進課の全職員により取組を進めているところです。また、令和3年度には、全ての妊産婦や子ども、子育て世帯と対象とし、必要な支援に係る業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」として虐待担当の体制を強化するとともに、令和4年度にはヤングケアラーコーディネーターを配置し、母子保健と児童福祉の連携した取組を進めているところです。

一方、国では、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況などを踏まえ、子育て世帯への包括的支援体制の強化が必要であることから、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。これらを踏まえ、本市においても令和6年度から、「宇治市こども家庭センター」を設置し、さらなる支援の充実・強化を図ってまいります。

#### 《国のイメージ図》



## 2) 「こども家庭センター」の役割

「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援等を行う機関として、できる限り妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担います。

## 3) 「こども家庭センター」の業務

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- (3) 要支援児童等に対する支援計画（サポートプラン）を作成し計画的な支援を行うこと
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
- (5) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること
- (6) その他 母子保健・子育て支援事業に関すること

## 4. 本市の「こども家庭センター」設置の考え方

### (1) 組織

「宇治市こども家庭センター」を福祉こども部内に設置し、福祉こども部長をセンター長とし、こども福祉課、保育支援課及び保健推進課の職員を充てます。

### (2) 体制の強化

母子保健と児童福祉分野の専門的な知識を有する統括支援員を新たに配置し、両分野のより強固な一体的支援を行うとともに、子ども家庭相談の体制強化を図ります。

令和5年度 宇治市の児童虐待相談対応の状況について  
(令和6年1月末現在)

1 相談対応件数の年次推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	【参考】 R5年 1月末	R6年 1月末	前年度 比 増減率
対応件数 (A)	788	702	714	777	718	798	11%
うち新規受理件数	382	349	367	398	339	375	11%
終結件数 (B)	435	355	335	354	249	305	22%
次年度への継続件数 (A)-(B)	353	347	379	423	469	493	5%

<傾向及び分析>

- ・対応件数は、令和4年度1月末現在と比較して対前年度比約11%増加しており、すでに令和4年度の対応件数より増加している。
- ・新規受理件数は、令和4年度1月末現在と比較して対前年度比約10%増加している。

2 対応状況

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		【参考】 R5年 1月末		R6年 1月末	
	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規
施設入所	6	0	8	6	4	0	11	3	8	2	9	4
在宅支援	782	382	694	343	710	367	766	395	710	337	789	371
計	788	382	702	349	714	367	777	398	718	339	798	375

<傾向及び分析>

- ・児童相談所と連携し、家族の再統合を図るべく、大半が在宅での支援となっている。

### 3 経路別受付件数

		市が直接受付した件数											児童相談所※	計	
		家族	親戚	近隣知人	児童本人	虐待親本人	民生児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設 (こども園含む)	学校等	市役所内 関係各課			その他
対応件数	R元年度	3	2	13	1	3	7	0	3	65	139	38	51	463	788
	R2年度	4	4	19	1	1	7	0	5	54	100	40	40	427	702
	R3年度	0	0	19	0	2	15	0	12	35	131	28	43	429	714
	R4年度	2	0	19	0	3	7	0	9	39	124	53	42	479	777
		0.3%	0.0%	2.4%	0.0%	0.4%	0.9%	0.0%	1.2%	5.0%	16.0%	6.8%	5.4%	61.6%	100.0%
	R6年1月末	2	0	22	0	2	0	0	7	42	122	58	33	510	798
	0.3%	0.0%	2.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	5.3%	15.3%	7.3%	4.1%	63.9%	100.0%	
うち新規	R元年度	0	0	6	1	2	2	0	0	23	48	14	23	263	382
	R2年度	2	4	17	1	1	0	0	2	10	30	16	13	253	349
	R3年度	0	0	9	0	2	4	0	7	17	70	21	15	222	367
	R4年度	2	0	10	0	3	0	0	0	14	31	32	23	283	398
		0.5%	0.0%	2.5%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	7.8%	8.0%	5.8%	71.1%	100.0%
	R6年1月末	0	0	11	0	0	0	0	1	15	48	24	15	261	375
	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.0%	12.8%	6.4%	4.0%	69.6%	100.0%	

※児童相談所を経由して市が受付した件数

#### <傾向及び分析>

- ・市役所内の関係各課から通告割合が増加している。

### 4 主たる虐待者

		実母	実母以外の女性			実父	実父以外の男性			その他家族	計		
			継母	同居女性等	元妻		継父	同居男性等	元夫				
対応件数	R元年度	441	0	0	0	0	305	32	26	6	0	10	788
	R2年度	386	1	1	0	0	282	23	15	6	2	10	702
	R3年度	416	1	1	0	0	264	22	16	4	2	11	714
	R4年度	431	1	1	0	0	303	35	33	2	0	7	777
		55.5%	0.1%	-	-	-	39.0%	4.5%	-	-	-	0.9%	100.0%
	R6年1月末	434	0	0	0	0	325	35	32	3	0	4	798
	54.4%	0.0%	-	-	-	40.7%	4.4%	-	-	-	0.5%	100.0%	
うち新規	R元年度	198	0	0	0	0	170	10	5	5	0	4	382
	R2年度	179	0	0	0	0	154	12	8	2	2	4	349
	R3年度	204	0	0	0	0	146	10	8	2	0	7	367
	R4年度	195	0	0	0	0	178	21	20	1	0	4	398
		49.0%	0.0%	-	-	-	44.7%	5.3%	-	-	-	1.0%	100.0%
	R6年1月末	192	0	0	0	0	165	16	14	2	0	2	375
	51.2%	0.0%	-	-	-	44.0%	4.3%	-	-	-	0.5%	100.0%	

#### <傾向及び分析>

- ・各年度とも実母が最も多い。

## 5 虐待の種類

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト (養育放棄等)		心理的虐待		計	
	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規
R元年度	152	57	6	2	130	57	500	266	788	382
R2年度	142	66	5	2	127	56	428	225	702	349
R3年度	141	83	3	0	131	55	439	229	714	367
R4年度	162	67	4	1	180	100	431	230	777	398
	20.8%	16.8%	0.5%	0.3%	23.2%	25.1%	55.5%	57.8%	100.0%	100.0%
R6年 1月末	173	87	7	5	148	45	470	238	798	375
	21.7%	23.2%	0.9%	1.3%	18.5%	12.0%	58.9%	63.5%	100.0%	100.0%

<傾向及び分析>

- ・ネグレクトが減少し、心理的虐待と身体的虐待が増加している。
- ・性的虐待の新規受理が増加している。

## 6 年齢別分類

	0～3歳 未満		3歳～ 6歳		7歳～ 12歳 (小学生)		13歳～ 15歳 (中学生)		16歳～ 18歳 (高校生他)		計	
	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規
R元年度	84	51	197	106	295	133	131	55	81	37	788	382
R2年度	111	69	182	82	258	118	103	59	48	21	702	349
R3年度	71	53	158	79	260	125	143	76	82	34	714	367
R4年度	148	84	208	105	256	124	123	58	42	27	777	398
	19.0%	21.1%	26.8%	26.4%	32.9%	31.2%	15.8%	14.6%	5.4%	6.8%	100.0%	100.0%
R6年 1月末	141	59	187	78	282	134	137	70	51	34	798	375
	17.7%	15.7%	23.4%	20.8%	35.3%	35.7%	17.2%	18.7%	6.4%	9.1%	100.0%	100.0%

<傾向及び分析>

- ・学童期以降の件数が前年度末の対応件数を上回っている。

## 7 年齢別虐待別分類(令和6年1月末)

	0～3歳 未満		3歳～ 6歳		7歳～ 12歳 (小学生)		13歳～ 15歳 (中学生)		16歳～ 18歳 (高校生他)		計	
	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規
身体	15	7	45	23	60	26	37	20	16	11	173	87
性	0	0	0	0	2	2	4	2	1	1	7	5
ネグレクト	28	8	34	7	58	20	20	6	8	4	148	45
心理	98	44	108	48	162	86	76	42	26	18	470	238
合計	141	59	187	78	282	134	137	70	51	34	798	375

## 令和5年度「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」実施報告書

国の「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)と「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)を受け、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に向けて、それぞれの活動のシンボルマークを合わせた、令和5年度「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」を実施した。

実施期間	令和5年11月1日(水)～30日(木)		
主 催	宇治市(こども福祉課・男女共同参画課)		
協 力	宇治市要保護児童対策地域協議会、宇治市DV対策ネットワーク会議委員及び構成関係機関、その他関係機関・団体		
広 報 ・ 啓 発	市政だより	令和5年11月1日号「キャンペーンの内容・啓発記事」を掲載	
	ホームページ	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)までキャンペーン内容を掲載	
	FMうじ	広報	令和5年11月12日(日)～11月25日(土)までメッセージ文を放送
		ラジオ 出演	テーマ:「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンについて」 放送日:令和5年11月9日(木)午前9時～9時30分「宇治市探検」
チラシ	23,830枚作成 関係機関等への配布や街頭啓発での配布に使用		
啓 発 展 示	パネル展示	子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶をテーマにしたパネル展示を実施 期間:①令和5年11月1日(水)～30日(木)②11月15日(水)～30日(木) 場所:①市役所1階市民交流ロビー ②男女共同参画支援センター1階「ギャラリー ステップワン」 ※啓発物品、関連チラシ、リーフレットを370組配架(うち啓発物品100組)	
	関連図書展示	令和5年11月1日(水)～30日(木)まで、男女共同参画支援センター3階「活動スペース」で、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に関連する図書の展示と、相談窓口等の関連チラシ、リーフレットを配架	
		令和5年11月14日(火)～26日(日)まで、中央図書館で、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に関連する図書の展示と、相談窓口等の関連チラシ、リーフレットを配架	
街 頭 啓 発	ホームセンター コーナン 周辺	日 時:令和5年11月2日(木)午前10時～正午 場 所:ホームセンターコーナンJR宇治駅北店 街頭啓発参加者:17人 ※啓発物品及びチラシを500組配布	
	ひゅうまん フェスタうじ	日 時:令和5年11月23日(木)午前10時～正午 場 所:宇治市生涯学習センター周辺 街頭啓発参加者:14人 ※副市長参加 ※啓発物品及びチラシを200組配布	
	ロビーコンサート	日 時:令和5年11月24日(金)午前11時45分～午後1時 場 所:市役所1階市民交流ロビー 街頭啓発参加者:12人 ※啓発物品及びチラシを100組配布	
	宇治環境フェスタ	日 時:令和5年11月26日(日)午前10時～午後3時 場 所:宇治市生涯学習センター 街頭啓発参加者:2人 ※啓発物品及びチラシを50組配布 その他:設置ブースにて、ecoワークショップを実施。「牛乳パックでぼうしをつくろう」と「松ぼっくりけん玉をつくろう」のリサイクル工作に参加者へ啓発物品及びチラシを配布(ワークショップ参加者54人)	
オレンジ・パープル マルシェ	オレンジとパープルをテーマにしたマルシェを開催。 日 時:令和5年11月11日(土)・令和5年11月12日(日)午前10時～午後3時 場 所:JR宇治駅前広場 出店数:36店舗(参加者84人) 街頭啓発参加者:15人(男女共同参画課登録団体) ※啓発物品及びチラシを550組配布		
オレンジリボン・ パープルリボン セミナー	テーマ:「身近な人からの暴力とヤングケアラー」 講 師:白山 真知子氏(NPO法人児童虐待防止協会 副理事長) 日 時:令和5年11月20日(月)午後3時～5時 場 所:うじ安心館(保健・消防センター)3階ホール 参加者:32人 その他:市職員研修としても実施		

## 令和5年度ヤングケアラー実態調査について

### 1 ヤングケアラー実態調査結果（令和6年1月31日現在）

小中学校からの報告及び子ども家庭総合支援拠点で管理している児童の家庭状況調査等によって把握

#### (1) 把握人数

112人（ヤングケアラーの疑いのある子どもを含む）

（内訳） 小学生 44人

中学生 46人

高校生等22人

#### (2) 子どもがサポートしている相手※1（複数対象の場合あり）

	人数
きょうだい	51
母親	56
父親	9
甥・姪	5
祖父	1

※1 特定のサポート対象者なし（家族全体をサポート）…16人

#### (3) サポートが必要な家族の主な状況（複数該当の場合あり）

	人数
幼く世話が必要	45
精神疾患（疑い含む）がある	38
生活・養育能力に課題がある	47
障害がある（知的・身体）	13
疾病がある	12
介護が必要	5
日本語が不自由	3

#### (4) 子どもが行っている主なサポート内容（複数該当の場合あり）

	人数
家事	60
きょうだい（親族含む）の世話	54
情緒的な支援※2	37
通院や外出時の同行	8
きょうだいの送迎	5
通訳（日本語）	5
身体的な介護	4

※2 情緒的な支援…精神疾患や依存症などの家族への感情的なサポートの他、自殺企図の話  
を聞かされるなど、子どもにとって過大な負担となることを含む

(5) ヤングケアラー当事者の主な状況 ( ) 内は該当する状況の延べ件数

①学校活動における支障面 (255件)

- ・欠席が多い、不登校傾向にある
- ・遅刻や早退が多い
- ・宿題や持ち物の忘れ物が多い
- ・保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- ・別室登校を行っている
- ・授業中居眠りをしていることが多い
- ・保健室で過ごすことが多い
- ・一人でいることが多い
- ・部活に入っていない、休むことが多い など

②健康面・精神面等への影響 (118件)

- ・精神的な不安定さがある
- ・家族に関する不安や悩みを口にする
- ・生活リズムが整っていない など

③その他気になる様子 (33件)

- ・表情が乏しい
- ・子どもだけの姿をよく見かける
- ・幼いきょうだいの送迎をしている
- ・生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている
- ・年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- ・身だしなみが整っていないことが多い など

④支障となる行動が見られない (11件)

2 当事者及びその家庭に対するこれまでの支援

- ・コーディネーターによる関係機関と連携した福祉サービスへの接続
- ・家庭訪問による見守り(虐待児童等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業の活用含む)、養育環境改善に向けた助言やサービスの案内(こども食堂など)
- ・当事者の所属している学校での見守り、家庭訪問の実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談の実施 他

3 今後の取組について

- ・継続的な実態調査(毎年度3月)及び必要に応じた支援の実施
- ・要支援児童等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業による訪問支援の強化
- ・関係機関との連携強化による見守りの強化
- ・ヤングケアラーの早期発見の推進
- ・ヤングケアラーの認知度の向上に向け、啓発・周知活動の推進
- ・ヤングケアラー相談窓口の周知活動の推進

# 児童虐待通告後の対応

